

復興大臣 渡辺 博道 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

平成31年1月23日

福島県双葉郡浪江町長 吉田 数博

福島県双葉郡浪江町議会議長 紺野 榮重

東日本大震災からの復興期間の後期5年間である復興・創生期間は平成32年度で終了するが、浪江町においては避難指示が解除されてからまだ1年9ヶ月であり、復旧・復興は緒に就いたばかりである。また、未だに帰還困難区域を多く有しており、町内全域が解除されるには相当の時間を要する。

このような状況下では、平成32年度までに復興を成し遂げ、自立するのは不可能であり、引き続き国が前面に立ち、長期的に復興に取り組むことが必要不可欠である。

そのため、次のとおり要望する。

(復興・創生期間終了後の体制)

- ・復興・創生期間終了後も復興庁の後継となる新たな組織体制の整備、復旧・復興事業の継続的な財源確保・人的支援等、最大限の支援をすること。

(要望書の確実な対応)

- ・その他、上記以外に平成30年12月20日付「浪江町の復興・創生に向けた要望書」とともに、同日に行われた「第4回浪江町の復興加速に向けた協議会」内で要望した事項についても、迅速かつ確実な対応を図ること。

以上